

# 積立定期預金（たくわえ）規定

（令和1年9月1日現在）

## 【Ⅰ. 共通規定】

### 1.（積立定期預金共通規定）

たくわえ（以下「この預金」といいます。）の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の積立定期預金共通規定により取扱います。

### 2.（預入形態）

この預金の預入形態は、通帳式とします。

### 3.（口座振替による預入れ）

- (1) この預金は、毎月1回口座振替の方法により預入れができます。  
この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 指定された振替日に、次のいずれかに該当する場合は特に通知することなくその日の口座振替を中止します。
  - ①引落預金口座の預金残高（当座貸越を利用することを選択されている場合は、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）が振替金額に満たないとき
  - ②振替によりこの預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき
- (3) 引落預金口座、振替日等を変更する場合、ならびに、口座振替契約を解約する場合は、あらかじめ書面によって口座開設店に届出てください。
- (4) 満期指定型については、指定された振替日が銀行休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

### 4.（預金の解約）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに口座開設店に提出してください。  
なお、当行が認めた場合は、口座開設店以外の当行国内本支店でも解約できます。
- (3) この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。

### 5.（規定の変更）

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 【Ⅱ. 満期自由型の場合】

### 1.（預金の預入れ等）

- (1) この預金への預入れは1回につき1,000円以上とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱いの期日指定定期預金とします。
- (2) 預入れた各々の定期預金は、その満期日に利息を組入れたうえ自動継続します。
- (3) この預金に預入れの際は通帳を持参してください。  
なお、口座振替の預入分については預入日以降通帳に記載します。
- (4) この預金への2回目以降の預入れは、口座開設店のほか当行国内本支店でも預入れできます。

### 2.（期日指定定期預金）

- (1) 期日指定定期預金は特に申し出のないかぎり、その満期日を預入日から3年後の応当日とし、前条1.(2)にしたがって継続します。
- (2) 継続を停止する場合は、満期日（継続されたときはその満期日）までに申し出てください。  
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (3) 期日指定定期預金の満期日は預入れの日から1年経過した後は変更することができます。

この場合、口座開設店に対し、その1か月前までに通知を必要とします。

この通知があった場合、その預金は変更後の満期日以後に支払います。

なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないままその預金の預入日から3年後の応当日が到来した場合も含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

### 3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続したときは継続日）現在における店頭掲示の期日指定定期預金の次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
  - ① 預入日（または継続日）から1年以上2年未満の期間  
.....店頭掲示の「2年未満」利率
  - ② 預入日（または継続日）から2年以上の期間  
.....店頭掲示の「2年以上」利率
- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以降に該当の元金とともに支払います。  
なお、満期日以降の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を【I. 共通規定】第4条第1項により満期日前に解約する場合および積立定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）現在における当行所定の期日指定定期預金の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 【Ⅲ. 満期指定型（個人用）の場合】

### 1.（預金の預入れ等）

- (1) この預金は6か月以上5年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、通帳記載の受取指定日の1か月前（通帳記載の最終預入日）まで自由に預入れができます。
- (2) この預金への預入れは1回につき1,000円以上3百万円未満とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱いの期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）とします。
- (3) この預金に預入れの際は通帳を持参してください。
- (4) この預金への2回目以降の預入れは、口座開設店のほか当行国内本支店でも預入れできます。

### 2.（預入れ預金の種類・期間・継続の方法等）

- (1) おはじめの日から最終預入日までに預入れの定期預金は、預入れのつど預入日から受取指定日までの期間に応じ次により取扱います。
  - ア. 受取指定日までの期間が1年未満の場合  
受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。
  - イ. 受取指定日までの期間が1年以上3年以下の場合  
受取指定日を満期日とする期日指定定期預金とします。
  - ウ. 受取指定日までの期間が3年を超え3年3か月未満の場合  
最初の1年間は自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に受取指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。
  - エ. 受取指定日までの期間が3年3か月以上5年以下の場合  
最初の3年間は期日指定定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記ア. またはイ. のいずれかの定期預金に継続します。
- (2) 期日指定定期預金の満期日は預入の日から1年経過した後は変更することができます。この場合、口座開設店に対し、その1か月前までに通知を必要とします。この通知があった場合、その預金は変更後の満期日以後に支払います。  
なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないままその預金の預入日から3年後の応当日が到来した場合も含みます）は、満期日の変更はなかったものとします。

### 3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数に応じ、預入日（継続したときは継続日）現在における店頭掲示の期日指定定期預金利率または当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。
- (2) 期日指定定期預金として預入れられた預金については次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。

- ア. 預入日（または継続日）から1年以上2年未満の期間  
店頭掲示の「2年未満」利率
  - イ. 預入日（または継続日）から2年以上の期間  
店頭掲示の「2年以上」利率
- (3) この預金の受取指定日以後の利息は、受取指定日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を【I. 共通規定】第4条第1項により受取指定日前に解約する場合および積立定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における当行所定の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 【IV. 満期指定型（法人用）の場合】

##### 1.（預金の預入れ等）

- (1) この預金は6か月以上5年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、通帳記載の受取指定日の1か月前（通帳記載の最終預入日）まで自由に預入れができます。
- (2) この預金への預入れは1回につき1,000円以上とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱いの定期預金とし、預入れ金額が1千万円未満の場合は自由金利型定期預金（M型）、預入れ金額が1千万円以上の場合は自由金利型定期預金とします。
- (3) この預金に預入れの際は通帳を持参してください。
- (4) この預金への2回目以降の預入れは、口座開設店のほか当行国内本支店でも預入れできます。

##### 2.（預入れ預金の種類・期間・継続の方法等）

- (1) おはじめの日から最終預入日までに預入れの定期預金は、預入れのつど預入日から受取指定日までの期間に応じ次により取扱います。
- ア. 受取指定日までの期間が2年以下の場合  
受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金とします。
  - イ. 受取指定日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合  
最初の1年間は自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金に継続します。
  - ウ. 受取指定日までの期間が2年3か月以上4年以下の場合  
最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型）または自由金利型2年定期預金とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金に継続します。
  - エ. 受取指定日までの期間が4年を超え5年以下の場合  
最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型）または自由金利型2年定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記イ. またはウ. の方法により取扱います。

##### 3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数に応じ、預入日（継続したときは継続日）現在における当行所定の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金利率によって計算します。
- (2) 自由金利型2年定期預金（M型）または自由金利型2年定期預金として預入れられた預金については預入日（または継続日）から1年後の応当日に当行所定の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を前記2.の方法により該当の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金として預入れます。  
中間払利息を差引いた利息の残額（満期払利息）は、その預金の満期日に元金に組み込み、前記2.の方法により取扱います。
- (3) この預金の受取指定日以後の利息は、受取指定日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を【I. 共通規定】第4条第1項により受取指定日前に解約する場合および積立定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における当行所定の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は、自由金利型定期預金（M型）は1円、自由金利型定期預金は100円とし、1年を365日として日割で計算します。